

5年保存

基発第0226003号

平成16年2月26日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

労働基準局報告例規の一部改正について

標記について、下記のとおり改正を行うこととしたので、その取扱いについて遺憾なきを期されたい。

なお、1及び3の改正については平成16年度報告より実施する。

また、本改正に伴う報告様式（差し替え分）は労働基準行政情報システムに掲載する。

記

- 1 技能講習等実施及び修了証交付状況報告（安衛404）
報告様式を別紙1のとおり改める。
- 2 安全衛生管理特別指導等結果報告（安衛405）
報告様式を別紙2のとおり、記載要領を別紙3のとおり改める。
- 3 手数料収入印紙ちょう用実績報告（安衛408）
報告様式のうち、「(その1)の7」を別紙4のとおり、「(その1)の8」を別紙5のとおり、「(その2)」を別紙6のとおり改め、「(その1)の8」の次に「(その1)の9」（別紙7）を加える。

4 重大災害報告（安衛補501）

1 中、「交通災害」の次に「及び食中毒災害」を加える。

5 健康管理手帳交付状況報告（衛406）

粉じん作業										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

粉じん作業	管理2									
	管理3									

に改める。

安衛404 技能講習等実施及び修了証交付状況報告(その一)

別紙1

平成 年度(4~3月)

労働局

種 類	区 分	登録教習機関数	実施回数	受講者数	修了者数	修了率 (%)
木材加工用機械作業主任者技能講習						
プレス機械作業主任者技能講習						
乾燥設備作業主任者技能講習						
コンクリート破砕器作業主任者技能講習						
地山の掘削作業主任者技能講習						
土止め支保工作業主任者技能講習						
ずい道等の掘削等作業主任者技能講習						
ずい道等の覆工作業主任者技能講習						
採石のための掘削作業主任者技能講習						
はい作業主任者技能講習						
船内荷役作業主任者技能講習						
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習						
足場の組立て等作業主任者技能講習						
木造建築物の組立て等作業主任者技能講習						
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習						
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習						
鋼橋架設等作業主任者技能講習						
コンクリート橋架設等作業主任者技能講習						
ボイラー据付け工事作業主任者技能講習						
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習						
普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習						
床上操作式クレーン運転技能講習						
小型式クレーン運転技能講習						
ガス溶接技能講習						
ロータリークリフト運転技能講習						
ショベルローダー等運転技能講習						
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習						
車両系建設機械(基礎工専用)運転技能講習						
車両系建設機械(解体用)運転技能講習						
不整地運搬車運転技能講習						
高所作業車運転技能講習						
玉掛け技能講習						
ボイラー取扱技能講習						
揚貨装置運転実技教習						
クレーン運転実技教習						
移動式クレーン運転実技教習						
デリック運転実技教習						
合 計						

記載注意 1 「修了率」欄については、修了率は小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位まで記載すること。

2 「登録教習機関数」欄には、報告対象年度末の数で記入すること。

3 技能講習については、局、署が実施したものがあるときは()書きのうえ内数で記入すること。

安衛404 技能講習等実施及び修了証交付状況報告(その二)

平成 年度(4~3月)

労働局

種 類	区 分	登録教習機関数	実施回数	受講者数	修了者数	修了率 (%)
衛生工学衛生管理者に係る講習						
鉛作業主任者技能講習						
四アルキル鉛等作業主任者技能講習						
特定化学物質等作業主任者技能講習						
有機溶剤作業主任者技能講習						
酸素欠乏危険作業主任者技能講習						
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習						
合 計						

記載注意 1 「修了率」欄については、修了率は小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位まで記載すること。

2 「登録教習機関数」欄には、報告対象年度末の数で記入すること。

3 技能講習については、局、署が実施したものがあるときは()書きのうえ内数で記入すること。

安衛405 安全衛生管理特別指導等結果報告(その二)

平成 年度(4月から翌年3月まで)

衛生管理特別指導事業場

労働局

事業場名	()	労働者数	名
業種(中分類)		有害業務の種類	

【環境改善指導の内容】

局所排気装置又は プッシュプル型換 気装置	指導開始時		実施数	
	フード未設箇所数	フード既設箇所数	新設	改善
密閉(カバー)	指導開始時		実施数	
	未設箇所数	既設箇所数	新設	
動力による全体換 気	指導開始時		実施数	
	換気装置未設箇所数	換気装置既設箇所数	新設	改善
保護具	指導開始時		実施数	
	未備付数	既備付数	補充数	

【衛生管理組織関係】

	衛生委員会	総括安全衛生管理者	産業医	衛生管理者
適用の有無	有・無	有・無	有・無	有・無
(以下、適用有の場合)				
指導前(前年度)	適・否	適・否	適・否	適・否
指導後(本年度)	適・否	適・否	適・否	適・否

【作業環境測定関係(指定作業場に限る)】

	第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分	未実施
指導前(前年度)				
指導後(本年度)				

【指導関係】

	労働衛生コンサルタント等	粉じん対策指導委員	労働衛生指導医
利用の有無	有・無	有・無	有・無

(記入例)

安衛405 安全衛生管理特別指導等結果報告(その二)

平成15年度(4月から翌年3月まで)

衛生管理特別指導事業場

〇〇労働局

事業場名	〇〇工業(株) ()		労働者数	70名
業種(中分類)	1.12	有害業務の種類	粉じん、有機	

【環境改善指導の内容】

局所排気装置又はプッシュプル型換気装置	指導開始時		実施数	
	フード未設箇所数	フード既設箇所数	新設	改善
	1	3	1	
密閉(カバー)	指導開始時		実施数	
	未設箇所数	既設箇所数	新設	
動力による全体換気	指導開始時		実施数	
	換気装置未設箇所数	換気装置既設箇所数	新設	改善
		1		1
保護具	指導開始時		実施数	
	未備付数	既備付数	補充数	
		10	2	

【衛生管理組織関係】

	衛生委員会	総括安全衛生管理者	産業医	衛生管理者
適用の有無	有()無	有()無	有()無	有()無
(以下、適用有の場合)				
指導前(前年度)	適()否	適・否	適()否	適()否
指導後(本年度)	適()否	適・否	適()否	適()否

【作業環境測定関係(指定作業場に限る)】

	第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分	未実施
指導前(前年度)	2	0	1	1
指導後(本年度)	3	1	0	0

【指導関係】

	労働衛生コンサルタント等	粉じん対策指導委員	労働衛生指導医
利用の有無	有()無	有()無	有()無

安衛405 記載要領

(その二)

1. 集団指導の場合においては、全事業場を1事業場とみなして、本報告の各欄を記入すること。
2. 「事業場名」は集団指導の場合には、例えば「〇〇地区洋食器企業集団」又は「〇〇地区鋳物協同組合」等の表現を用いて記入すること。()内にはその集団を構成する事業場数を記入すること。
3. 「労働者数」は、3月末日現在の労働者数を記入すること。
4. 「業種(中分類)」は労働基準局報告例規の中分類番号を記入すること。
5. 「有害業務の種類」欄は、「粉じん」、「有機溶剤」等の有害業務を記入すること。
6. 「環境改善指導の内容」の「新設数」又は「改善数」については、3月末日現在新設又は改善を実施中で完了を予定されているものはそれぞれの項目に含めること。
7. 「局所排気装置又はプッシュプル型換気装置」の「フード未設箇所数」とは、指導開始時において、フードの設置が必要であるにもかかわらず、未だ設置されていない箇所数をいうこと。
8. 「局所排気装置又はプッシュプル型換気装置」の「改善」には、フードのみならずファンの取替等局所排気装置の改善を含むものであること。
9. 「密閉(カバー)」の「未設箇所数」とは、指導開始時において、密閉が必要であるにもかかわらず、未だ密閉されていない箇所数をいうこと。
10. 「動力による全体換気」の設置箇所数及び実施数は、対象となる区画された作業場ごとに計上し、ファンの数を計上するものではないこと。
11. 「動力による全体換気」の「換気装置未設箇所数」とは、指導開始時において、全体換気装置の設置が必要であるにもかかわらず、未だ設置されていない区画作業場をいうこと。
12. 「動力による全体換気」の「改善」には、ファンの増設、送気口の増設等をいうものであること。
13. 「保護具」の「未備付数」とは、指導開始時において、備付数が不足していたと考えられるにもかかわらず、未だ備付けていない不足数であること。
14. 「衛生管理組織関係」の「適用の有無」は、設置又は選任について法令の適用の有無によって記入すること。
15. 「衛生管理者」については、「衛生工学衛生管理者」を含むものであり、衛生工学衛生管理者の選任状況も含めて法令遵守の適否を記入すること。
16. 「労働衛生コンサルタント等」には、衛生管理士及び学識経験者が含まれること。
17. 作業環境測定関係においては、指導前については指導前直近の測定結果に基づき、指導後については指導期間中の直近の測定結果に基づき、それぞれ記入すること。

衛406 健康管理手帳交付状況報告

(平成 年分)

労働局

区分 業務	前年末現在の 交付数 ①	平成 年 中 の 状 況					平成 年末 現在交付数 (①+②-③ +④-⑥) ⑧	受診者数 ⑨	要療養者数 ⑩	
		新規交付数 ②	他局へ移管 した数 ③	書 替		返還数 ⑥				再交付数 ⑦
				他局から移管 を受けた数 ④	以 外 の 替 数 ⑤					
ベンジジン等業務							0			
ベーターナフチル アミン等業務							0			
石綿等業務							0			
粉じん作業	管理2						0			
	管理3						0			
クロム酸等業務							0			
三酸化砒素業務							0			
コールタール業務							0			
ビス(クロロメチル) エーテル業務							0			
ベリリウム業務							0			
ベンゾトリクロリド 業務							0			
塩化ビニル業務							0			
ジアニジン等業務							0			
合 計	0	0	0	0	0	0	0			

- 記載注意
1. 各欄の()内には昭和55年11月8日付基発第614号による「特定業務に係る健康管理のための手帳」に係る数を外数として記入すること。
 2. 「前年末現在の交付数」欄は、前年報告分の「平成 年末現在交付数」の欄の数と一致すること。
 3. 「受診者数」欄は、年に2回健診を行う業務については延べ数を記入すること。

安衛408 手数料収入印紙ちょう用実績報告(その一)の(7)
(平成 年度分)

(ホ) 検査証再交付及び書替手数料

労働局

種 別	単 価	件 数
ボ イ ラ ー		
第 一 種 圧 力 容 器		
ク レ ー ン		
デ リ ッ ク		
エ レ ベ ー タ ー		
建 設 用 リ フ ト		
計		

(ヘ) 許可、登録申請手数料

種 別	単 価	件 数
特定機械等の 製造許可	ボ イ ラ ー	
	第 一 種 圧 力 容 器	
	ク レ ー ン	
	デ リ ッ ク	
	エ レ ベ ー タ ー	
	建 設 用 リ フ ト	
	計	
登 録	検 査 業 者	
	登 録 教 習 機 関	
登 録 の 更 新	登 録 教 習 機 関	
合 計		

(平成 年度分)

(ト) 技能講習手数料

労働局

種 別	単 価	件 数
船内荷役作業主任者	全部免除	
玉掛	全部免除 実技一部免除 学科一部・実技一部免除	
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	全部免除 学科一部免除	
床上操作式クレーン運転	全部免除 実技一部免除 学科一部・実技一部免除	
小型移動式クレーン運転	全部免除 実技一部免除 学科一部・実技一部免除	
フォークリフト運転	全部免除 学科一部免除 実技一部免除 学科一部・実技一部免除	
ショベルローダー等運転	全部免除 学科一部免除 実技一部免除 学科一部・実技一部免除	
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転	全部免除 実技一部免除 学科一部・実技一部免除 解体用技能講習修了者	
車両系建設機械(基礎工事用)運転	全部免除 実技一部免除 学科一部・実技一部免除	
車両系建設機械(解体用)運転	全部免除 実技一部免除 学科一部・実技一部免除 整地・運搬・積込み用及び掘削用技能講習修了者	
不整地運搬車運転	全部免除 実技一部免除 学科一部・実技一部免除	
高所作業車運転	全部免除 学科一部免除	
木材加工用機械作業主任者	全部免除 学科一部免除	
プレス機械作業主任者	全部免除 学科一部免除	
乾燥設備作業主任者	全部免除 学科一部免除	
コンクリート破砕器作業主任者	全部免除 学科一部免除	
地山の掘削作業主任者	全部免除 学科一部免除	
土止め支保工作業主任者	全部免除 学科一部免除	
ずい道等の掘削等作業主任者	全部免除 学科一部免除	
ずい道等の覆工作業主任者	全部免除 学科一部免除	
採石のための掘削作業主任者	全部免除 学科一部免除	
はい作業主任者	全部免除 学科一部免除	
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	全部免除 学科一部免除	
足場の組立て等作業主任者	全部免除 学科一部免除	
木造建築物の組立て等作業主任者	全部免除 学科一部免除	
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	全部免除 学科一部免除	
ボイラー据付け工事作業主任者	全部免除 学科一部免除	
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	全部免除 学科一部免除	
普通第一種圧力容器取扱作業主任者	全部免除 学科一部免除	
ガス溶接	全部免除 学科一部免除	
ボイラー取扱	全部免除 学科一部免除	

安衛408 手数料収入印紙ちょう用実績報告(その二)

別紙6

(平成 年度分)

労働局

(イ)登録手数料(作業環境測定法第32条関係)

区 分	登 録		登 録 の 更 新	
	単 価	件 数	単 価	件 数
登録講習機関	円		円	

(ロ)登録手数料等

区 分	登 録		登 録 証 再 交 付 書 換	
	単 価	件 数	単 価	件 数
作業環境測定機関	円		円	

安衛408 手数料収入印紙ちょう用実績報告(その一)の(9)
(平成 年度分)

別紙7

(ト) 技能講習手数料

労働局

種 別	単 価	件 数
鉛 作 業 主 任 者	全 部	
四アルキル鉛等作業主任者	全 部	
特定化学物質等作業主任者	全 部	
有機溶剤作業主任者	全 部	
酸素欠乏危険作業主任者	全 部	
	一 部 免 除	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	全 部	
	一 部 免 除	

安衛補501 重大災害報告

1. 次の各号の一に掲げる災害事故が発生した場合は、2ないし4により報告すること。

ただし、鉱山保安法適用事業場における災害事故であって(2)に該当しないもの並びに交通災害及び食中毒災害については、2ないし4に掲げる事項の一部を省略し又は簡素化することができる。

なお、家内労働災害についても、前記に準じて報告すること。

- (1) 一時に3人以上の労働者が業務上死傷又はり病した災害情報
- (2) 爆発、火災、破裂、倒壊、落盤、なだれ、有害物質の大量漏えい、職業性疾病（じん肺は除く。）等であって、行政上注目すべき災害事故又は特異な災害事故

2. 速報

重大災害が発生したときは、直ちに電話、電報又は速達等により、次の各項目について速かに報告すること。

- (1) 発生日時
- (2) 発生場所および事業場名
- (3) 労災保険番号
- (4) 発生状況の概要
- (5) 被害の概況
- (6) 本省より係官の派遣を希望するときはその旨

3. 中間報告

重大災害のうち、行政上特に注目すべき事故については、その状況、原因並びにとった措置等を逐次報告すること。

4. 結果報告

重大災害の調査並びに行政上又は監督上の措置が終了したときは、次の各項目について速かに結果報告を作成して報告すること。

ただし、調査又は措置が30日以上におよぶときは、一応その範囲において報告書を作成し、以後の分については、追加報告すること。

なお、報告書は模写可能な用紙を用いた場合のほか、写一部を添付すること（図面、写真等の添付資料を除く。）。

- (1) 災害の種類
 - (2) 発生日時
 - (3) 調査年月日
 - (4) 発生場所
 - (5) 事業の概要
- イ 事業の種類

- ロ 事業の名称
- ハ 所在地
- ニ 事業主の職氏名
- ホ 安全管理者（又は安全推進員）の職氏名労働衛生に関する災害については衛生管理者（労働衛生管理員）の職氏名
- ヘ 労働者数
- ト 所定労働時間数
- チ 労災保険番号
- リ 保険料納入状況
- ヌ 最近における安全衛生活動の状況

(6) 被害状況

- イ 死傷者（氏名、性別、年齢、職種又は職名、傷病名、休業見込日数）
- ロ 物的被害（被害物件の種類又は名称、被害程度、損害、見積額等）

(7) 補償費の種類、額および平均賃金

(8) 発生状況

(9) 発生原因

(10) 被害者に対してとられた応急措置およびその適否

(11) 同種災害を防止するために使用者に与えた命令又は勧告

(12) 災害関係法令の条章およびこれらに対する違反の有無

(13) 災害発生前における当該事業場に対する監督、指導実施の有無並びにその状況

(14) 災害原因と認められる事項についての災害発生前における指示勧告の有無並びにその状況

(15) 司法処分又は支給制限の必要の有無並びにその状況

(16) 法令の変更又は施行についての意見およびその事由

(17) その他新聞等の世論の動向等参考となる事項

(18) 調査官の所属氏名および面接者

(19) 同種災害の再発を防止するため局のとった措置並びに意見